

【火災保険】参考純率改定のご案内

(2018年5月21日金融庁長官への届出、2018年6月15日適合性審査結果通知受領)

1. 改定の概要

住宅総合保険の参考純率を平均で5.5%引き上げます*。

※ この改定率は、実際に個々の保険契約者の方が支払う保険料の改定率ではありません。各保険契約に適用される保険料は、各保険会社が上記参考純率を使用するか否か、また、各保険会社の保険商品（補償の種類や内容）等によって異なります。
《補足》

- ①参考純率は、保険料率のうち、事故が発生したときに保険会社が支払う保険金に充てられる部分の参考値です。保険会社は自社の保険料率を算出する際に、自社の保険実績や商品制度等の内容に応じて、参考純率を参考にしたうえで、これを修正し、あるいは独自に算出することができます。（参考純率については、後記＜参考純率とは…＞参照）
- ②保険契約者の方が支払う保険料には、保険会社の事業経費等に充てられる付加保険料が含まれ、この部分は保険会社が独自に算出します。
- ③上記の改定率は、住宅総合保険において、改定前と改定後の条件（補償内容等）を同一として比較したものです。
- ④上記の改定率は、すべての契約条件（都道府県・構造など）の改定率を平均して算出した数値であるため、契約条件によって改定率は異なります。

2. 改定の背景

自然災害や水濡れ損害による保険金の支払いの増加

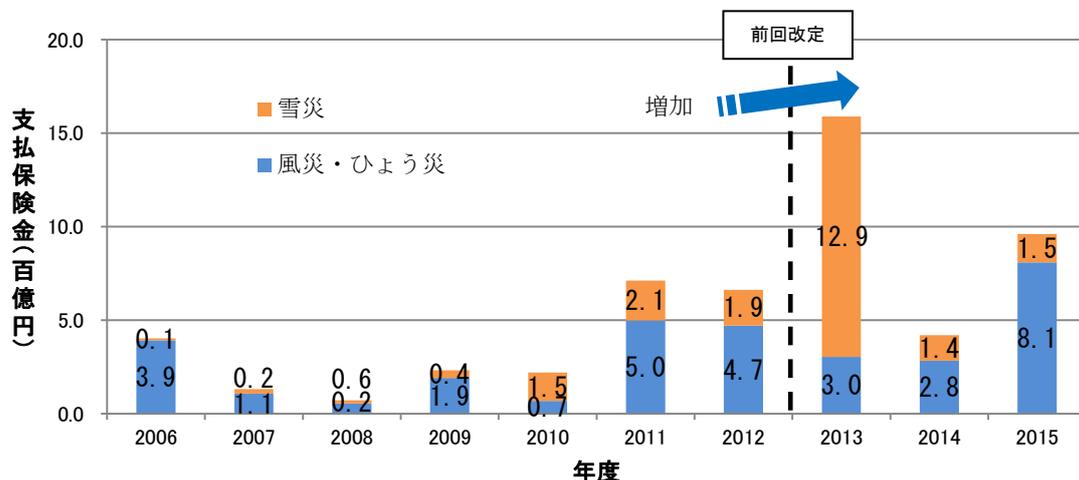
自然災害の増加

前回の改定^{※1}以降、2013年度の大規模な雪災（関東甲信に被害）や2015年度の台風15号（九州に被害）などにより、保険金の支払い^{※2}が増加しています。

※1 前回の参考純率の改定は、2012年度までの保険統計データを基に算出したものを2014年6月に金融庁長官に届け出ました。

※2 保険金の支払いは当機構の集計によります。（以下同様）

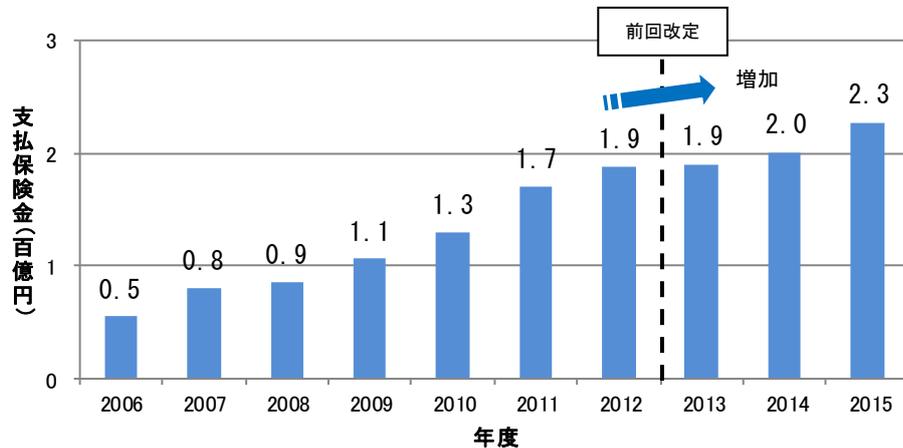
風災・ひょう災、雪災による支払保険金の推移



水濡れ損害の増加

冬季の凍結や老朽化などで水道管等に生じた事故による水濡れ損害の保険金の支払いが増加しています。

水濡れ損害による支払保険金の推移



3. 改定率の例

参考純率における保険金額が建物 2,000 万円、家財 1,000 万円の場合の建物構造^{※1}ごとの改定率の例^{※2}を以下に示しました。

例示は、三大都市圏のうち東京都、大阪府、愛知県および建物構造別に今回改定における改定率が 47 都道府県の中で最大、最小となる都道府県としました。

	M構造		T構造		H構造	
	都道府県	改定率 (%)	都道府県	改定率 (%)	都道府県	改定率 (%)
三 大 都市圏	東京都	+20.4	東京都	+ 6.3	東京都	+ 6.2
	大阪府	+12.0	大阪府	+ 1.8	大阪府	▲ 2.6
	愛知県	+ 7.2	愛知県	▲ 1.5	愛知県	▲ 9.8
最大	鹿児島県	+40.1	熊本県	+24.4	熊本県	+25.9
最小	愛媛県	+ 4.1	三重県	▲ 8.7	三重県	▲17.3

※1 建物構造の種類

M構造：鉄筋コンクリート造等の共同住宅

T構造：鉄骨造等の耐火構造などの建物

H構造：木造住宅等のM, T構造以外の建物

※2 上記は参考純率の改定率であり、実際の契約にあたっての保険料の改定率とは異なります。

～ 参考 ～

参考純率を算出している火災保険のうち、個人向け火災保険である住宅総合保険の補償内容には、主に以下のものがあります。

火災・落雷・爆発

- ・家が火事にあった場合
- ・雷による高圧電流によって家電製品が壊れた場合
- ・ガス漏れによって爆発が起きた場合



自然災害

- ・台風や竜巻で屋根が飛ばされた場合
- ・ひょうが降って屋根に穴が開いた場合
- ・豪雪によって建物が壊れた場合
- ・豪雨による洪水で家が床上まで浸水した場合



その他

- ・家財が盗まれたり、泥棒によって鍵や窓が壊された場合
(現金が盗まれた場合も補償されますが、支払われる保険金の額に上限があります。)
- ・水道管から水が漏れ、床が水浸しになった場合
- ・建物に自動車が飛び込んで来た場合
- ・デモに伴う暴力行為により、建物が壊された場合



< 参考純率とは… >

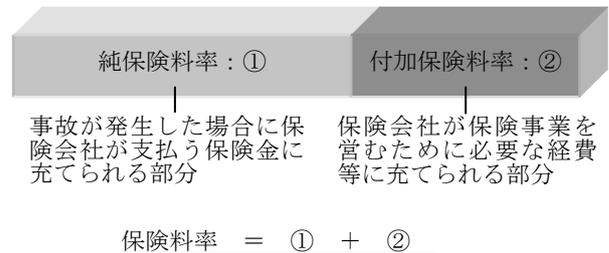
損害保険の保険料率は、事故が発生した場合に保険会社が支払う保険金に充てられる部分(①純保険料率)と、保険会社が保険事業を営むために必要な経費等に充てられる部分(②付加保険料率)からなっています。

当機構はこのうち、「①純保険料率」を算出し、参考純率として会員会社に提供しています。

会員会社は、参考純率を参考にしうえでこれを修正し、あるいは参考純率を用いずに独自に純保険料率を算出することができます。

なお、会員会社に参考純率を使用する義務はありませんので、参考純率改定にかかる対応(対応の有無および時期等)は会員会社によって異なります。

当機構では、自動車保険・火災保険・傷害保険・介護費用保険の参考純率を算出しています。それぞれの参考純率については、保険契約者のニーズや社会環境の変化などを考慮して補償内容を適宜見直したうえで、科学的・工学的手法や保険数理などの合理的な手法を用いて算出しています。



損害保険料率算出機構について

損害保険料率算出機構は、損害保険料率算出団体に関する法律に基づいて設立された団体であり、損害保険会社を会員とする組織です。主な業務として、①保険料率の算出・会員への提供、②自賠責保険の損害調査、③データバンク業務を行っています。